

令和7年度「ひなた暮らし体験促進事業補助金」
質問回答書

No.	質問内容	回答
1	収支予算書（別紙8）について 収入の自主財源欄についてですが、自主財源満額判断に至った場合の記載金額は補助額上限（5,124,000円）で良いのでしょうか。 もしくはこの上限額を上回るような記載が良いのでしょうか。	まず、「1収入」の合計と「2支出」の合計は一致します。 県補助額の上限額は5,124,000円ですので、事業を実施するにあたり必要な支出金額がこの上限額を超える場合は、不足分を自主財源として計上していただくようお願いいたします。
2	収支予算書（別紙8）について 支出の事業費欄についてですが事例にある通りに記載するのか、それとも実施が完了するまで支出内容が不明なのでblankで良いのでしょうか。	事業費欄は、計画の予算案を記入してください。 様式内の「マッチング経費」「宿泊料」「保険料」に係る経費については、公募要領の別表に定める補助率等により算定してください。
3	受入事業者様にお支払いする補助金のタイミングは弊社経理支払いサイトと同じタイミングで問題ないでしょうか。（毎月月末締め→翌月末支払い）	問題ありません。 ただし、受入実績や請求書の確認後、速やかに支払をお願いいたします。
4	役務費について 1事業者1申請もしくは5申請など、申請がバラバラで来た場合役務費の費用が違ってくるのですがその場合は同のように積算すればいいでしょうか？最大かかる費用で良いのでしょうか。	時期を分けて受入を行う場合があり、複数回申請があることも想定されますので、それを考慮した役務費を積算してください。
5	事務費（必要経費）の人件費 事務局長等、弊社の業務と兼務の場合、金額設定のルール等がありますでしょうか。 また、事業報告の際、給与明細等の提出が必要となりますでしょうか。	兼務の場合の金額設定のルールについて、具体的な基準は設けていませんが、本補助金の遂行に従事するために必要な経費を計上してください。 また、事業報告の際に、支出金額を証明する資料を提出いただくため、人件費についても、給与明細等で支出金額が分かる資料の提出が必要となります。
6	事業費（必要経費）の役務費 見積は一式となっておりますが、事業報告の際に内訳等が必要になりますでしょうか。	別紙9については、例示として、「××, ×××円 × ●式」と記載しています。 事業報告の際には、内訳等の支出金額を証明する資料の提出が必要です。
7	「消費税は計上しない」となっておりますが、消耗品費や印刷製本費等は税込み額を計上でよろしいでしょうか。	税抜き額を計上してください。